

## 『中小商業機能強化のための融資制度を知りたい』

### 低利融資制度(企業活力強化資金)

経営の近代化及び流通機構の合理化等を行う中小商業・サービス業を営む方は、必要な設備資金や運転資金の融資を受けることができます。

#### 対象となる方

中小企業者であって、次のいずれかに該当する方

- (1)卸・小売・飲食店及びサービス業を営む方(左記を構成員とする事業協同組合等を含みます)
- (2)中心市街地関連地域<sup>\*1</sup>で卸・小売・飲食店、サービス業及び不動産賃貸業(中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に規定する者に限り)を営む方

#### 支援内容

##### ■貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

##### ■貸付限度額

【中小企業事業】 7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)

【国民生活事業】 7,200万円(うち運転資金4,800万円)

##### ■資金使途

以下の事項に必要な資金

- ・合理化、共同化等を図るための設備の取得(改造、更新を含む)
- ・セルフサービス店の取得
- ・集配センターの取得(中小企業事業のみ)
- ・販売促進、人材確保
- ・新分野への進出
- ・訪日外国人旅行者対応

##### ■貸付利率

○ 対象となる方(1)

【中小企業事業】 基準利率、特別利率①、特別利率②

##### I. 特利対象設備<sup>\*2</sup>導入関連

経営の合理化、共同化やセルフサービス店の取得等を行うに当たって必要となる、特利対象設備を導入する場合、必要な資金については特別利率①が適用されます。

##### II. 空き店舗出店関連

上記 I. の条件と合わせて、特定の要件を満たす商店街<sup>\*3</sup>の空き店舗に出店する場合、必要な資金については特別利率②が適用されます。

##### III. 認定商店街活性化関連

地域商店街活性化法に規定する認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合等の地区において事業を行う場合、必要な資金については特別利率②が適用されます。

##### IV. インバウンド対応関連 <平成28年度より新たに措置>

消費税免税店<sup>\*4</sup>や承認免税事業者<sup>\*5</sup>が、免税手続きカウンターの設置や免税対応機器の導入等、インバウンド対応に取り組む場合、必要な資金については特別利率②が適用されます。

【国民生活事業】 基準利率、特別利率①、特別利率②、特別利率③

I. 特利対象設備<sup>※2</sup>導入関連

経営の合理化、共同化やセルフサービス店の取得等を行うに当たって必要となる、特利対象設備を導入する場合、必要な資金については特別利率①が適用されます。

II. 空き店舗出店関連

上記 I. の条件と合わせて、特定の要件を満たす商店街<sup>※3</sup>の空き店舗に出店する場合、必要な資金については特別利率③が適用されます。

III. 認定商店街活性化関連

地域商店街活性化法に規定する認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合等の地区において事業を行う場合、必要な資金については特別利率②が適用されます。

IV. インバウンド対応関連 <<平成28年度より新たに措置>>

消費税免税店<sup>※4</sup>や承認免税事業者<sup>※5</sup>が、免税手続カウンターの設置や免税対応機器の導入等、インバウンド対応に取り組む場合、必要な資金については特別利率②が適用されます。

○ 対象となる方(2)

【中小企業事業】 特別利率①・②

【国民生活事業】 特別利率②・③

※1～5の詳しい内容については各機関にお問い合わせ下さい。

◆ 貸付利率・メニュー一覧 ◆

貸付対象 (1)	I. 特利対象設備導入関連	中小事業：特別利率① 国民事業：特別利率①	【設備資金】
	II. 空き店舗出店関連	中小事業：特別利率② 国民事業：特別利率③	【設備資金】
	III. 認定商店街活性化関連	中小事業：特別利率② 国民事業：特別利率②	【設備資金】 【運転資金】
	IV. インバウンド対応関連 <small>※平成28年度より新たに措置</small>	中小事業：特別利率② 国民事業：特別利率②	【設備資金】 【運転資金】
貸付対象 (2)	中小事業：特別利率①・② 国民事業：特別利率②・③		【設備資金】 【運転資金】

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。  
必要書類等については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 TEL: 098-941-1795